平成２３年（フ）第４６３号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地50　辻荘２号棟203号
債務者　山本　澄枝
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第４８１号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目６番５号　波之平コーポ102
債務者　宮﨑　祐樹
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
鹿児島県西之表市西之表6579番地
債務者　坂元　章洋
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５０３号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目41番13号　坂口ハイツ102号
債務者　福増　俊治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１７号
鹿児島県鹿児島市上福元町4290番地17
債務者　濵村望由紀
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５１９号
鹿児島県鹿児島市武１丁目29番22号　第２濱田ビル303号
債務者　冨金原　悟
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３４号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目８番６号
債務者　小林　智子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目８番９号　西陵ハイツ201号
債務者　林　克史朗
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４０号
鹿児島県鹿児島市日之出町15番１号　新日之出荘103号
債務者　瀬戸　悦子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第９５号
鹿児島県奄美市名瀬久里町21番31号
債務者　俵　　新次
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５２号
鹿児島県南九州市川辺町永田4012番地１
債務者　大渡　浩幸
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５５号
鹿児島県指宿市東方7531番地　指宿竹元病院新生館、住民票上の住所鹿児島県肝属郡肝付町前田874番地２
債務者　阿部　博泰
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第５８号
鹿児島県枕崎市塩屋南町101番地
債務者　小湊　郁美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第４０２号
秋田市御野場新町１丁目10番５号　県営御野場住宅12―２号
債務者　田中　伸次
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９０号
京都府木津川市木津町内垣外107番地２
債務者　安井　明博
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９１号
京都府木津川市木津町内垣外107番地２
債務者　安井　育子
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５３号
京都市西京区大原野東竹の里町３丁目３番地70棟202号
債務者　安藤　和弘
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係